



Nayoro
Fuuren

風連町 名寄市

合併協議会だより

CONTENTS

- 委員会報告
- ・第10回、第11回
基本項目等検討小委員会
- ・第6回
新市建設計画小委員会
- ・第2回
自治組織検討委員会
合併協定項目協議状況



委員会の

開催状況

第10回

基本項目等検討 小委員会

日時 平成16年9月28日(火)
午後6時開会

場所 名寄市民文化センター
視聴覚研修室

出席数 17名中13名出席

第10回の基本項目等検討小委員会は、第9回小委員会までに提案され、継続協議となっていた項目及び、これまでに専門部会で協議されてきた事務事業の一元化について、幹事会から調整方針が提案され協議されました。

協議内容

継続協議事項

- (1) 新市の名称
- (2) 事務所の位置
- (3) 地方税の取扱い
- (4) 事務機構及び組織の取り扱い
以上については、次回以降の協議としました。
- (5) 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて
両市町の農業委員会による協議内容が報告され、幹事会の調整方針を協議し次の通りとしました。
新市に1つの農業委員会を置くものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。

農業委員会等に関する法律第10条の2及び農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定を適用し、合併前の地区ごとに2つの選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき委員の数は、風連地区11人、名寄地区9人とする。右記及びにかかわらず、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

新規協議事項

(1) 公共的団体等の取り扱いについて
幹事会の調整方針を協議し次の通りとしました。

- ・各市町共通の団体について
- ・新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- ・国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- ・統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- ・各市町独自の団体について
- ・原則として、現行のとおりとする。
- (2) 負担金・補助金等の取扱いについて
協議の結果、両市町の統一された資料を提出することとし、継続協議としました。
- (3) 各種事務事業の取り扱い（建設専門部会）について

幹事会の調整方針を協議し次の通りとしました。

街路灯設置及び電気料について
街路灯の電気料を負担する方法について、次回以降の協議としました。

公共下水道排水設備改造資金利子補給事務について
新市において当分の間、現行どおり存続し細則・内規等の調整を図る。

個別排水処理（合併浄化槽）使用料等について
合併後に調整し統合する。

小委員会で確認した項目は、第4回合併協議会に報告され協議されます。

第11回

基本項目等検討

小委員会

日時 平成16年10月19日(火)
午後6時開会

場所 風連町役場大会議室

出席数 17名中13名出席

第11回の基本項目等検討小委員会は、第10回委員会までに提案され、継続協議となっていた項目及び、引き続き事務事業の一元化について、幹事会から調整方針が提案され協議されました。

協議事項

継続協議事項

- (1) 新市の名称
- (2) 事務所の位置
- (3) 地域審議会及び地域自治組織

以上については、次回以降の協議としました。

- (4) 地方税の取扱い
財政シミュレーションの提示を受け、次回以降の協議としました。
- (5) 事務機構及び組織の取り扱い
運営小委員会の協議を踏まえ、本小委員会で協議することとしました。

新規協議事項

(1) 新市財政推計について
新市建設計画にかかる財政シミュレーションについて、協定項目の審議にも関わりが深いことから、新市建設計画小委員会に諮られた内容が幹事会から提示されました。実質協議は新市建設計画小委員会で行われます。

(2) 病院、診療所の取り扱いについて
医療施設と提供機能及び医療体制については、現行のまま維持存続し、新市に引き継ぐ。

市立病院と診療所間の機能連係の強化に努める。
将来は、市立病院の分院化の調整を図る。

保健、福祉及び介護保険事業並びに関係機関とも連携し、市民から信頼・安心される地域医療体制の充実を図る。

会計については、市立病院と名寄東病院は公営企業法による一つの会計とし、診療所会計は現状のまま引き継ぐ。

- (3) 公文書料については、合併時までに名寄市の例により統一する。
- (4) 公社・第三セクターの取り扱いについて

株式会社ふうれん望湖台振興公社及び株式会社ふうれん並びに株式会社名寄振興公社については、当面現行のとおりとする。

名寄市土地開発公社は、必要に応じて定款を変更し、新市土地開発公社として存続する。

名寄市土地開発公社が保有する土地は、新市土地開発公社に引継ぐ。

(4) 各種事務事業の取り扱い（建設専門部会）について
幹事会の調整方針を協議し次の通りとしました。

街路灯設置及び電気料について
街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料に相違があるため、合併後に調整し再編する。

水道料金に関する事務の取り扱いについて
住民負担に対する変化を緩和するため、当面はそれぞれ合併後も存続し、3～5年かけて料金体系等の統一を検討し、調整を図り統合する。

下水道使用料に関する事務の取り扱いについて
負担公平の原則から基本水量・料金は細則、内規等を調整し合併後5年を目処に統合する。

手数料については合併時に調整し再編する。

下水道負担金・分担金に関する事務の取り扱いについて
事業区域内を負担区として調整し合併時に統合する。また、減免規定については細則、内規等を調整し合併時に再編する。

水道企業債に関する事務の取り扱いについて

水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。

下水道企業債に関する事務の取り扱い

下水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。

小委員会で確認した項目は、第4回合併協議会に報告され協議されます。

第6回

新市建設計画

小委員会

日時 平成16年10月8日(金)
午後6時開会

場所 名寄市民文化センター

視聴覚研修室

出席数 15名中12名出席

第6回の新市建設計画小委員会は、新市建設計画策定にかかる、新市の財政シミュレーションについて提案されました。

継続協議事項

(1)新市財政推計について

財政推計については、内容を理解したうえで議論とするため、事務局からの説明を受け、質問と基本的な意見に留め、次回の委員会において協議することとしました。

財政推計の資料については、合併協議会ホームページの第6回新市建設計画小委員会の資料から閲覧またはダウンロードすることができます。ただし、協議中の内容ですので確定した推計ではありません。

その他の協議事項

(1)市立名寄短期大学の4大化計画について

大学設置準備室より、教員数、学生数の確保の見通し、財政計画における交付税の見通しについて説明がありました。

第2回

自治組織検討

委員会

日時 平成16年10月6日(水)
午後6時30分開会

場所 名寄市役所大会議室

出席数 10名中8名出席

第2回の自治組織検討委員会は、合併後の両地区に地域自治組織を設置することが改めて確認され、その基本内容について協議されました。

報告事項

(1)住民説明会での住民意見等について

【風連町での主な意見】

- ・地域自治組織の地域協議会は、現在の総合計画地域協議会と同じ位置づけか。

- ・名寄の自治会と風連の行政区の違いは、どこが違うのか。

- ・特例区が消滅する5年後には両市町同様の組織形態であるべきと考えるが、差がある部分を5年間でどう整理するのか。
- ・特例区事業の予算財源は。

【名寄市での主な意見】

- ・新市の自治組織において、町内会活動関係で混乱・衰退のない方法を十分に考慮を。

- ・智慧文支所の役割は非常に大きい。合併時に支所が縮減にならないように配慮を。

- ・自治区を小学校校区単位でというのはどういう活動か。
- ・地域自治区は5年でなくなるといふことなのか。

(2)地域自治組織設置に係る確認事項について

双方に地域自治組織を設置することについて(基本的確認事項)

合併特例法に基づき、合併協議により、合併前の風連町に合併特例区を置くこと。
法の定めにより、合併協議により規約の整備を行うこと。

合併協議により、合併後新市の条例により、合併前の名寄市に自治区を置くこと。

地域自治区は、「自治基本条例(仮称)」及び新市総合計画等との整合性を図ること。

合併特例区設置期間(5年間)の満了後は、自治区に移行すること。

自治区の取扱い

名寄市の自治区は、現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前の名寄市の市民意見及び住民組織の意見等を十分に踏まえ、新しい自治の姿(新市関係条例・総合計画等)等と連動し、住民・関係団体等との合意形成を十分図ることに努める。

風連町の合併特例区が自治区に移行するに際しては、先に設置となる旧名寄市の自治区の機能等に、旧風連町の地域特性及び実情を加

味しながら、段階的に調整していくものとする。

地域自治組織と新市との関係
双方の地域自治組織は合併前の地域振興、課題整理を図りつつ、新市における一体感醸成のためにそれぞれ努力することとする。

地域自治組織の機能等については、新市の行政機能(組織機構)と十分に整合させるとともに、効率性・機能性を有したものとす。

(3)地域自治組織を取巻く状況について
改正合併特例法の政令公布は11月末になるとの総務省回答を得ており今回の合併特例区の制度設計(規約制定)は、原法を基本に素案づくりを行う。また、特例区を導入する合併関係市町村が少ないことから、参考となる事例が少ない。との報告を受け、協議の結果、事例が少なく、政令公布は11月末になることから、それまでに基本素案を策定することとしました。

協議事項

(1)合併特例区の設置及び規約の取扱いについて

合併特例区の規約については、政令公布等により修正の余地が多分にある。特例区の事務事業については、制度設計を含め基本的な考え方について、風連側で再度固める必要性についての提案がありました。

(2)自治区の取扱いについて

名寄市の自治区については、小学校区を基本に7区に分け協議会或いは、その上に地域協議会など今後、検討をしていくこととしました。

合併協定項目の協議状況（新たに確認された事項及び未確定の事項）

A. 基本的な協議項目				
項目名	協議の内容	状況	承認・確認内容	
1	新市の名称	新設合併の場合は、新市の名称を決定	継続協議中	
2	事務所の位置	新設合併の場合は、新市の事務所（役所）の位置を決定	継続協議中	
B. 合併特例法に定める協議項目				
項目名	協議の内容	状況	承認・確認内容	
1	地域審議会及び地域自治組織等の取り扱い	地域審議会設置の有無、構成員の定数・任期を決定	別途協議中	自治組織検討委員会を中心に協議中
2	農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い	農業委員の定数・任期について決定	委員会確認	定数20人、選挙区として風連11人・名寄9人 平成18年7月19日まで在任特例を適用
3	地方税の取り扱い	市町民税、固定資産税、軽自動車税などについて決定	継続協議中	
C. その他必要な協議項目				
項目名	協議の内容	状況	承認・確認内容	
1	事務機構及び組織の取り扱い	新市の機構・組織について決定	協議中	
2	病院・診療所の取り扱い	病院・診療所の取扱いについて協議	委員会確認	現行のまま維持継続。市立病院と診療所の連携を強化し、将来は診療所を分院化で調整を図る
3	公共的団体等の取り扱い	それぞれの団体の新市におけるあり方を協議	委員会確認	共通の団体は統合に向け調整に努める。独自の団体は原則現行通り など
4	使用料・手数料等の取り扱い	各種施設使用料、手数料などを決定	協議中	各専門部会から提出される項目ごとに協議中
5	分担金・負担金等の取り扱い	各種分担金・負担金などを決定	協議中	項目を「負担金・補助金等の取り扱い」として一本化して協議中
6	補助金・交付金等の取り扱い	各種団体への補助金・交付金のあり方について協議		
7	公社、第三セクター等の取り扱い	公社・第三セクター等の新市におけるあり方を協議	委員会確認	各公社は当面現行通りとする。名寄市土地開発公社は新市の土地開発公社として財産も引継ぐ
8	各種事務事業の取り扱い	新市が行う事務事業について調整	協議中	各専門部会から提出される項目ごとに協議中

風連町・名寄市の合併協議に関する

内容は

第2回 住民説明会 を開催します

- ・新市建設計画（新市の基本計画、今後取り組むべき施策の方向・財政推計）の説明
- ・合併協議会の協議内容（新市の名称、事務所の位置、地方税の取り扱い、地域自治組織、使用料・手数料、補助金・負担金、事務事業の取り扱い、など）についてご報告します。

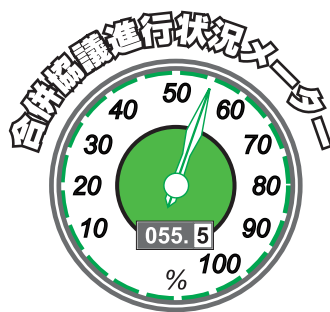
日程は後日ご案内いたします。

協議会・小委員会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開となっています。傍聴を希望される方は直接会場へお越し下さい。なお、会場の規模によって人数制限を設ける場合がありますのでご了承下さい。

第4回合併協議会は11月9日を予定しております。詳しくはお問い合わせ下さい。問い合わせ先

風連町・名寄市合併協議会事務局または風連町役場・名寄市役所内合併担当窓口



今月までの協議進行状況を表現しています。（目安です！）

協議会ホームページをご活用下さい

合併協議会のホームページを開設しています。各会議日程や資料・会議録などを出来るだけ早くお伝えしていきます。下記のアドレスからアクセスして下さい。

また、協議会事務局へのメールも送ることができます。皆さまのご意見をお待ちしております。